

阪大総人第 343 号

平成19年10月 3日

外国語学部長  
世界言語研究センター長 殿  
日本語日本文化教育センター長

人事労務室長  
佐々木 順 司

過半数代表者を選出するための教職員の選出について（依頼）

今般、大阪外国語大学との統合に伴い、新たに箕面地区が成立いたしました。そこで、同地区においても、過半数代表者（箕面地区における教職員の過半数を代表する者）を、労働基準法上、疑義が生じない形で、早急に選出していただく必要がございます。

つきましては、吹田、豊中及び附属病院地区における過半数代表者の選出と同様の手続きにより、箕面地区における過半数代表者を選出していただきたく、下記のとおり、まずは各選出単位ごとに、事業場における過半数代表者を選出するための教職員（教員又は職員）を選出して下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、箕面地区における過半数代表者の選出に関する大学の考えを別紙のとおりお示いたしますので、教職員に対して、その内容を周知していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 過半数代表者の選出方法については、労働基準法施行規則第6条の2及びこれを具体化した通達（平成11年1月29日基発第45号）により、次の要件をいずれも満たすことが必要とされています。
  - (1) 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
  - (2) 労働基準法に基づく労使協定の締結当事者、就業規則の作成・変更の際に使用者から意見を聴取される者等を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であり、使用者の意向によって選出された者ではないこと。



以上の要件は、過半数代表者を選出するための教職員の選出に直接適用されるものではありませんが、ガイドラインでは、上記教職員の選出に当たっても、この要件に従う旨を定めています。

そこで、上記教職員の選出に当たっては、以下の点に特に留意して下さい。

- (a) 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者を除く教職員の中から、過半数代表者を選出するための教職員を選出して下さい。

なお、管理監督者とは、「国立大学法人大阪大学教職員給与規程」に定める指定職基本給表の適用を受ける者及び「管理職の範囲等に関する細則」により管理職手当の支給を受ける者をいいます。

- (b) 上記教職員の選出に当たっては、それがガイドラインに規定する過半数代表者を選出するためのものであることを明示して、選出を行って下さい。

- (c) 選出方法は、民主的な方法によるものであれば、投票によることを必ずしも必要とはしません。選出単位の実情等に従って、最もふさわしい方法を採用して下さい。

なお、投票による場合の選出方法の例を以下にお示しいたします。

- ① 各選出単位の所属長による選挙管理委員会の組織（透明性の高い組織となるよう人選には留意して下さい）
  - ② 選挙の公示と立候補の受付（受付期間は1週間以上とすることが望ましいです）
  - ③ 投票（無記名秘密投票）及び開票（立会人を設けて下さい）
  - ④ 投票総数の過半数の票を得た者をもって、当選者とします。
- (d) 大阪大学に勤務する教職員であれば、常勤・非常勤の別に関わりなく、誰でも過半数代表者を選出するための教職員の選出手続に参加することができます。

また、選挙権は上記の管理監督者にもあります。

ただし、選出手続を円滑に進めるため、以下の者については、それぞれに関係する規則・規程等について個別に意見を聴取する（選挙権は認めない）こととしておりますので、ご了解いただきたく存じます。

- ① 非常勤講師
- ② 学生の身分を併有する者（TA、RA）
- ③ アルバイト

- 2 以上の手続を経て選出された教職員の氏名及び所属を、平成19年10月22日（月）までに人事労務室あてメール等により連絡願います。

おって、過半数代表者を選出するための会議の開催については、後日あらためてご連絡いたします。

（連絡先）「人事労務室」事務担当

事務局総務部人事課企画第一係長 遠山（内線7140）

E-mail : TOOYAMA-H@star.jim.osaka-u.ac.jp